

東京都公式ホームページ作成に関する統一基準（改訂版）

平成 **29** 年 7 月

東京都公式ホームページ作成に関する統一基準

第1	策定について	1
1	対象範囲	1
2	JIS 規格の適用	1
3	優先度の設定	2
4	目標とする適合レベル	2
第2	ページデザイン	3
1	ユーザーの環境に左右されないデザイン	3
2	スタイルシート	3
3	フレーム	4
第3	サイトデザイン	5
1	サイト構造	5
2	ナビゲーション機能	5
3	検索	6
4	問い合わせ先	7
5	サイトポリシーの掲載と運用	7
第4	コンテンツデザイン	9
1	記述	9
2	ページタイトルとファイル名	10
3	使用する言語の指定	10
4	フォントや文字の使い方	10
5	色の使い方	11
6	画像や動画、音声等非テキストコンテンツの取扱い	11
7	表やフォーム	12
8	リンク設定	13
9	関連技術の使用	14
10	操作環境	14

東京都公式ホームページ（以下「公式ホームページ」という。）は、都の施策などの都政情報の提供や都民との有力な情報共有手段として、重要なツールとなっている。今後更に、東京2020大会に向け、またそれ以降において、国内外に向けて東京の魅力を発信する媒体としても、公式ホームページの重要性はますます高まっていく。

これまで、総務局及び生活文化局において、公式ホームページのあり方等について検討を進め、平成26年4月、公式ホームページの作成に関し最低限遵守すべきルールとして「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準」（以下「統一基準」という。）を策定した。統一基準は、高齢者や障害者を含めた誰もが必要な情報にアクセスできるウェブアクセシビリティのJIS規格であるJIS X 8341-3に対応している。

このたび、JIS X 8341-3が改訂されたこと、及び公的機関のウェブアクセシビリティ対応を支援するために総務省が「みんなの公共サイト運用ガイドライン」を策定したことを踏まえて、統一基準を改正する。

平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、ウェブアクセシビリティについてもこれまで以上に一層の推進が求められている。これまでも統一基準準拠及びウェブアクセシビリティの向上に取り組んでいるところであるが、さらにウェブアクセシビリティの確保・維持・向上に努めて、誰もが必要な情報にアクセスでき、かつ誰もが使いやすい公式ホームページを目指していく。

第1 策定について

1 対象範囲

原則として、東京都が以下に示すウェブコンテンツで提供する情報及びサービスすべてとする。

- (1) 東京都公式ホームページ
- (2) 都民がブラウザを介して利用するもので、特定の用途向けに作成されたウェブアプリケーション及びウェブシステム
- (3) 東京都公式ホームページのスマートフォン向けサイト
- (4) 東京都公式ホームページのスマートフォンを除く携帯電話（フィーチャーフォン）向けサイト
- (5) 都民向けに **KIOSK** 端末等で提供されるウェブコンテンツ
- (6) 都民向けに **CD・DVD** 等の媒体に収録して配布するウェブコンテンツ

なお、(4)、(5)及び(6)については特性が異なるものもあるため、可能な限り対応することとする。

2 JIS 規格の適用

JIS X 8341-3:2016「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第 3 部：ウェブコンテンツ」は、ホームページ作成に際して対応すべき項目を **61** 項目に定め、これらの **61** 項目は様々なユーザー層及び状況からくるニーズを満たすため、それぞれ「**A**」、「**AA**」、「**AAA**」と **3** 段階の適合レベルに分類している。総務省が作成した「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016 年版）」では、公的機関に対し **JIS X 8341-3:2016** における適合レベル **AA** に対応することが求められている。これを踏まえて、本統一基準では適合レベル **AA** に対応している。

また、アクセシビリティの確保に当たり、より詳細に規格の内容を検討する場合は、各自で **JIS** 規格、またはウェブアクセシビリティ基盤委員会が公開している解説書¹と達成方法集²を参照すること。

同様に、「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016 年版）」では **1** 年に **1** 回、運用ガイドラインに基づいたウェブアクセシビリティ確保・維持・向上のための取組に

¹ <http://waic.jp/docs/wcag2/understanding.html>

² <http://waic.jp/docs/wcag2/techs.html>

について、取組内容を確認し、確認結果をホームページ等で公開することが勧奨されているため、**JIS** 規格の適用とあわせて取組内容確認及び確認結果公開の実施を推奨する。

3 優先度の設定

この統一基準の各項目には、**JIS X 8341-3:2016** を参考に、次のとおり優先度を設定している。

[優先度 **A**] : ホームページの作成の際、必ず実施又は満たすべき項目
(優先度 **A** は **JIS X 8341-3:2016** の適合レベル「**A**」及び「**AA**」を含む)

[優先度 **B**] : ホームページの作成の際、できる限り実施又は満たすべき項目

4 目標とする適合レベル

対象となるホームページは、優先度 **A** (**JIS X 8341-3:2016** の適合レベル「**A**」及び「**AA**」を含む) に準拠することを目標とする。

第2 ページデザイン

1 ユーザーの環境に左右されないデザイン

(1) ホームページでは、ユーザーエージェント（閲覧ソフト（以下「ブラウザ」という。）や支援技術など）がソースコードの構文を正確に解析できるように、仕様で認められている場合を除いて、**HTML**のソースコードが次の**4**点を満たすこと。

- ア 開始タグ及び終了タグを仕様に準じて用いる。
- イ 要素は仕様に準じて入れ子とする。
- ウ 要素には重複した属性がないものとする。
- エ どの**ID**も一意的（ユニーク）であるものとする。

また、当該コントロールの識別名（**ID** など）、役割や状態（ステータス）などを、各種の支援技術プログラム（音声読み上げソフトなど）が解釈できるよう記述する。
[優先度 **A**] [JIS 適合レベル **A**]

(2) コンテンツの情報と関係性を適切に記述（マークアップ）する。音声読み上げソフトなどのプログラムが解釈可能にすることができないコンテンツを提供する場合は、合わせてそれらの解釈をテキストで提供する。[優先度 **A**] [JIS 適合レベル **A**]

(3) ホームページの閲覧者（以下「ユーザー」という。）が使用している様々なサイズのディスプレイで問題なく表示できるようレイアウトする。[優先度 **B**]

(4) ユーザーが特定のアプリケーションを用意しないと見ることができない形式（**Microsoft Word**、**Microsoft Excel** など）のみにより、情報を提供することは行わない。[優先度 **B**]

(5) コンテンツの意味及び操作の順番と、音声読み上げソフトの読み上げの順番及びフォーカスの順番を一致させる。[優先度 **A**] [JIS 適合レベル **A**]

(6) ユーザーが使用する様々なデバイス（スマートフォンや携帯電話（フィーチャーフォン）など）におけるコンテンツの表示については、画面幅や解像度などを考慮し、最適化されたホームページを提供する。[優先度 **A**]

(7) **Microsoft Word**、**Microsoft Excel** の **HTML** 変換機能を利用したウェブページ作成は行わない。[優先度 **B**]

2 スタイルシート

(1) カスケーディング・スタイル・シート（**CSS**）を使用する場合は、別ファイルにリンクさせる形式を使う。[優先度 **B**]

(2) 使用しているウェブコンテンツ技術によって、意図している視覚的な表現が可能である場合は、次に掲げる場合を除き、画像化された文字ではなくテキストを用いて情報を伝える。[優先度 **A**] [JIS 適合レベル **AA**]

ア カスタマイズ可能

画像化された文字がユーザーの要求に応じて視覚的にカスタマイズできる。

イ 必要不可欠

文字の特定の表現（ロゴなど）が、伝えようとする情報にとって必要不可欠である。

3 フレーム

(1) フレームは原則使わない。[優先度 **A**]

ただし、フレームを利用する必要がある場合には、以下 (2) ~ (5) の項目に従うこと。

(2) フレーム内に表示される各ページには、音声読み上げソフトを利用しているユーザーが、その内容や役割が何であるのかを判断しやすいページタイトルを付ける。[優先度 **A**]

(3) フレームの境界線は「0」に指定し、ページ内に「戻る」ボタンの機能を付ける。[優先度 **B**]

(4) フレーム内に、外部のホームページを表示させない。[優先度 **B**]

(5) 外部サイトを埋め込むタイプのインラインフレーム (**Twitter**、**Facebook**、**YouTube**、**Google** マップなど) を使用する場合は、表示内容が、サイト運営者の完全な管理下に置けないときは、以下の項目を遵守すること。[優先度 **A**]

ア インラインフレームで表示させる情報のうち広く周知が必要な情報については、公式ホームページ内に同様の内容を掲載する。

イ フレーム内の表示内容が、公式ホームページ外へのリンクであり他の運営者の管理下にあることが分かるようにする。

第3 サイトデザイン

1 サイト構造

- (1) 各ホームページの全体構成（以下「サイト構造」という。）は、ユーザーに分かりやすい形で情報を整理・分類化してデザインする。組織別の分類は、ユーザーにとって必ずしも分かりやすいものではないことに留意する。[優先度 **B**]
- (2) サイト構造は、ユーザーが目的とする情報にたどり着きやすいよう、階層の幅を5～9、階層の深さを3～5以内に収めるよう工夫する。[優先度 **B**]

2 ナビゲーション機能

- (1) すべてのページで、トップページ及び1つ上の階層や前ページに移動できるようにする。この場合、トップページへのリンクには、「ホームページ」ではなく「トップページ」の言葉を用いる。[優先度 **B**]
- (2) ホームページの中にある複数のウェブページ上で繰り返されているナビゲーションのメカニズムは、繰り返されるたびに相対的に同じ順序で提供する。[優先度 **A**]
[JIS 適合レベル **AA**]
- (3) トップページには、ホームページ内のメニュー、コンテンツ一覧を分かりやすく表示する。例として、リピーターの多いホームページでは新着情報などのコンテンツ、ターゲットとするユーザーが明確な場合にはユーザー別のコンテンツ一覧を配置する。[優先度 **B**]
- (4) ユーザーが東京都公式ホームページであると認識できるように、各ホームページは共通して次の内容を設定する。[優先度 **A**]

ア ヘッダー部分に掲載する内容

- (ア) 「東京都シンボルマーク」「所管局などのロゴタイプ」をページの左上に掲載し、所管局などのトップページへのリンクを設ける。

なお、本項目においては都立学校や警察、消防の章など、都の内部組織の章として広く認知されているマークについても、「東京都シンボルマーク」同等として扱うことができるものとする。

- (イ) 「多言語へのリンク」「サイト内検索機能又はサイトマップ」「都庁総合トップページへのリンク」をページの右上に掲載する。ただし、スマートフォン向けコンテンツにおける配置についてはこの限りではない。

また、「多言語へのリンク」「サイト内検索機能又はサイトマップ」については、可能な限り対応するものとする。

イ フッター部分に掲載する内容

「サイトポリシーへのリンク」「問合せ先」「著作権表記」のページの下部中央に掲載する。

- (5) 入力フォームでは、トップページと前のページに戻るためのリンクを提供する。
[優先度 **B**]
- (6) 階層構造をもつホームページの場合には、パンくず式ナビゲーションを提供する。
[優先度 **B**]
- (7) ホームページの中から各ページに到達することのできる手段は、複数提供する。
ただし、そのページが、検索結果ページや、フォーム入力後の確認ページなどプロセスの結果又はプロセスの中の一つのステップである場合はこの限りではない。[優先度 **A**] **[JIS 適合レベル AA]**
- (8) コンポーネント（リンクやフォーム・コントロールなど）にフォーカスしただけでコンテキストの変化を引き起こしてはならない。
また、フォームのコントロールなどを選択しただけでコンテキストの変化を引き起こしてはならない。事前に何が起こるのかを説明しておくか、実行ボタンを提供し、ボタンが押下されるまでは変化が起こらないようにする。[優先度 **A**] **[JIS 適合レベル A]**

3 検索

- (1) サイト内検索機能又はサイトマップはすべてのページからアクセスできるようにする。[優先度 **A**]
- (2) 検索範囲が指定できる場合、はっきりと明示する。[優先度 **B**]
- (3) 検索結果の精度を高めるため、メタデータ（HTML の<meta>タグ）で当該ページ又はホームページ全体に関する情報を提供する。メタデータには、当該ページ又はホームページ全体についての説明文、キーワードなどを記述する。[優先度 **B**]
- (4) 検索結果は最も確率の高いページから順に表示する。[優先度 **B**]
- (5) 検索結果ページには、検索キーワードを目立つように表示する。[優先度 **B**]
- (6) 検索結果の数は必ず表示する。[優先度 **B**]
- (7) ユーザーが、検索結果全体のどの部分を参照しているのかを表示する。[優先度 **B**]

4 問い合わせ先

フッターには、ホームページ全体または当該ページの掲載内容に関する問い合わせ先の組織名、所在地、電話、メールアドレスを掲載又は掲載ページへリンクする。[優先度 A]

5 サイトポリシーの掲載と運用

(1) ホームページ管理者はサイト運営に当たってユーザーに明示すべきサイトポリシーを作成し、公開する。作成に当たって準拠すべき法規制などがある場合には、これに従う。作成したサイトポリシーはユーザーがいつでも確認できるようフッターにこれらのページへのテキストリンクを設定する。該当する場合には、サイトポリシーに次のものを含める。[優先度 A]

ア アクセシビリティ方針

対象範囲、目標を達成する期限、目標とする適合レベル、例外事項、目標とした適合レベル以上に追加した達成基準を記載し、サイトポリシー上に公開する。公開した達成期限までに、ウェブアクセシビリティ基盤委員会が定める「**JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン**」に基づく試験を実施し、達成基準をすべて満たし、試験結果を公開すること。すべてを満たせなかった場合にはその理由と準拠に向けたスケジュールを追記する。

なお、**JIS X 8341-3 : 2010** への対応を実施し試験結果を公開している場合は、当分の間、本項目を充足しているものとみなす。

イ 多言語対応方針

専用ページを設置して多言語対応している場合には、目的、対応言語、対象ページを明記する。

多言語対応がプログラムを利用した翻訳の場合には、機械的に行われるため内容が **100%** 正確であるとは限らないことを明記する。

ウ 個人情報保護方針

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に則り、個人情報保護方針をホームページに掲載する。また、施策に対する意見募集を行う場合など、入力フォームを使用して個人情報を収集（個人に関する情報の入力任意である場合を含む。）する際には、第三者による不正アクセスから個人情報を保護するため、**SSL** 又はこれに準じる方法を使用し、安全性の確保に努める。

エ 著作権、リンク

著作権として、(c)、公開年、著作権者名、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスをフッターに掲載するなど、ホームページ上の文書や画像等の各ファイル、

及びその内容に関する諸権利の帰属、無断使用・転載、二次利用について、掲載資料の使用に際して発生する損害等についての責任を明記する。

オ 技術について

推奨ブラウザ、プラグイン、**JavaScript**、**CSS**、**RSS**、**PDF** などに関する、入手方法、インストール方法、利用方法、取り扱い上の注意及び情報システムのセキュリティなどを明記する。

カ 法的事項

遵守すべき法的事項として、免責事項、禁止事項、法的義務、管轄裁判所などについて明記する。

- (2) ホームページ管理者は運営するサイトが上記サイトポリシーに掲載された内容や、達成基準を満たしていることを定期的を確認し、必要な場合には見直しを行う。確認に当たって準拠すべき法規制などがある場合には、これに従う。[優先度 **A**]

第4 コンテンツデザイン

1 記述

- (1) コンテンツには、主題又は目的を説明する見出し及びラベルを必ず付ける。[優先度 **A**] [JIS 適合レベル **AA**]
- (2) コンテンツは見出し、段落、リストなどの要素を用いて文書の構造を規定する。[優先度 **A**] [JIS 適合レベル **A**]
- (3) ホームページの文章は、その内容に合わせた最も明瞭で簡潔なものにする。[優先度 **B**]
- (4) 箇条書きは積極的に使い、本文から上下に1行程度の余白をとって配置する。[優先度 **B**]
- (5) 重要な情報はページ上部に配置する。[優先度 **B**]
- (6) 報告書など長い文章については、ユーザーが印刷して読めるよう、別途、印刷用のページや **PDF** 形式のファイルを用意する。[優先度 **B**]
- (7) 各ページには、更新日や情報の公開日を記載するようにする。[優先度 **B**]
- (8) ホームページ内でフォーカスを受け取ることのできるコンポーネントは、ユーザーがキーボード操作でフォーカスを移動させている際には、コンテンツの意味や操作性に沿った順序でキーボードフォーカスを移動させる。[優先度 **A**] [JIS 適合レベル **A**]
- (9) ホームページの中で同じ機能性をもつコンポーネントは、同ホームページ内で一貫して識別できるような表現にする。[優先度 **A**] [JIS 適合レベル **AA**]
- (10) 日本語のページでは、ユーザーにとって理解しにくいと考えられる外国語は、多用しない。使用するときは、最初に用いるときに解説する。[優先度 **B**]
- (11) 省略語、専門用語、流行語、俗語などのユーザーにとって理解しにくいと考えられる用語は、多用しない。使用するときは、最初に用いるときに定義する。[優先度 **B**]
- (12) ユーザーにとって、読みの難しい言葉（固有名詞など）は、多用しない。使用するときは、最初に用いるときに読み（ふりがな）を明示する。[優先度 **B**]
- (13) コンテンツを理解し操作するための説明として、形、大きさ、視覚的な位置、方向や音を用いる際には、形や大きさ、音を知覚できない、あるいは空間的な位置や方向に関する情報を利用できないユーザーにも理解できるようにテキストで説明を提供する。[優先度 **A**] [JIS 適合レベル **A**]

2 ページタイトルとファイル名

- (1) ページタイトル（例：**HTML** の場合、**<title>**の内容）は、ブラウザの左最上部や検索結果などに表示される重要な部分であるため、すべてのページに付ける。
[優先度 **A**] [JIS 適合レベル **A**]
- (2) ホームページには、その各ページのコンテンツの内容が分かるように、主題又は目的を説明したページタイトルを付ける。[優先度 **A**] [JIS 適合レベル **A**]
- (3) ファイルの名前は、半角英数文字（英文字については小文字のみとする。）でページ内容を的確に表す名前を付ける。[優先度 **B**]
- (4) ファイル名にはスペースを使わない。[優先度 **A**]

3 使用する言語の指定

- (1) ファイルの文字コードは **Shift_JIS** 又は、**UTF-8** とし、**UTF-8** を使用しない場合は、文字化けに留意して文字コードを設定する。[優先度 **A**]
- (2) **html** 要素の **lang** 属性に、ホームページの主たる自然言語として日本語 (**ja**) を指定する。開発言語が **XHTML** の場合は、**xml:lang** 属性についても指定を行う。また、更新時に表示言語を変更した場合は、変更した言語を指定する。[優先度 **A**] [JIS 適合レベル **A**]
- (3) 部分的にそのホームページにおける主たる自然言語 (**ja**) 以外が用いられている場合、該当箇所の要素に **lang** 属性を用いてその自然言語がどの言語であるかを指定する。開発言語が **XHTML** の場合は、**xml:lang** 属性についても指定を行う。
[優先度 **A**] [JIS 適合レベル **AA**]

4 フォントや文字の使い方

- (1) フォントの種類やサイズは、ブラウザの初期設定に従う。[優先度 **B**]
- (2) コンテンツ又は機能を損なうことなく、テキストを支援技術なしで **200%**までサイズ変更できるようにする。ただし、写真や挿絵に添えた説明文及び画像化された文字は除く。[優先度 **A**] [JIS 適合レベル **AA**]
- (3) ユーザーが戸惑わないよう、下線や青と赤紫の色はリンク以外で使用しない。
[優先度 **B**]
- (4) 動きのある、点滅している、スクロールする、又は自動更新する画像、音声、フォント若しくは文字により情報を表示する場合は、ユーザーが「一時停止」、「停止」又は「非表示」にすることができるようにする。「自動更新」が開始される場

合には、ユーザーが「一時停止」、「停止」又は「非表示」を選択できるようにするか、あるいはユーザーが更新頻度を調整できるようにする。ただし、その動き、点滅又はスクロールが必要不可欠な動作の一部である場合を除く。[優先度 **A**]
[JIS 適合レベル **A**]

(5) レイアウト目的で一単語内にスペースや改行コードを挿入しない。[優先度 **A**]
[JIS 適合レベル **A**]

(6) 単位や年月日などの情報は、文字で記述することとし、図形文字や記号を用いない。[優先度 **B**]

(7) 特定のシステム環境でのみ表示される機種依存文字は使用しない。[優先度 **A**]

5 色の使い方

(1) テキスト及び画像化された文字の視覚的な表現は、少なくとも **4.5:1** のコントラスト比とする。大きな文字（太字でないテキストが少なくとも **18** ポイント（日本語は **22** ポイント）、太字のテキストが少なくとも **14** ポイント（日本語は **18** ポイント）の場合は、テキスト（及び画像化された文字）とその背景の間に、少なくとも **3:1** のコントラスト比を持たせる。ただし、次の場合は除く。[優先度 **A**]
[JIS 適合レベル **AA**]

ア テキスト及び画像化された文字が付随的で、装飾だけを目的にしている、誰も視覚的に確認できない、又は重要な他の視覚的なコンテンツを含む写真の一部分である。

イ ロゴタイプ（ロゴ又はブランド名の一部である文字）である。

なお、画像化された文字について、編集可能な元データがない場合、著作権の関係で編集ができない場合など、達成が著しく困難な場合には可能な範囲での対応を実施する。

(2) 情報を伝える、何が起こるか若しくは何が起きたかを示す、ユーザーの反応を促す、又は視覚的な要素を区別するなど、視覚的な手段として色だけを使用しない。[優先度 **A**] [JIS 適合レベル **A**]

6 画像や動画、音声等非テキストコンテンツの取扱い

(1) 画像など非テキストコンテンツを使う場合は非テキストコンテンツの内容を表すなど同等の目的を果たす代替テキストなどを提供する。ただし、装飾目的や見た目の整形だけの場合や、ユーザーに提供されないもの、閲覧上無視できるものは対象外とする。[優先度 **A**] [JIS 適合レベル **A**]

- (2) 高画質の画像や写真が必要な場合は、大きな画像へのリンクとしてサムネイル（サイズの小さい画像）を貼る。この場合、サムネイル画像の近くに、大きな画像のファイル容量とその画像の内容を的確に表現したテキストリンクを付ける。
[優先度 **A**]
- (3) ファイルサイズの大きな画像に関しては、例えば画質を落とすなどの手法でサイズを小さくできるか検討する。[優先度 **B**]
- (4) 音声のみで提供されているコンテンツは、その内容と同等のテキスト情報を同ページ内で提供する。ただし、その音声テキストの代替メディアであって、代替メディアであることが明確にラベル付けされている場合は除く。[優先度 **A**]
[JIS 適合レベル **A**]
- (5) 動画（映像と音声を含むもの）で提供されているコンテンツは、動画内に音声解説（副音声などの音声による補足）をつけ、その内容と同等のテキスト情報を同ページ内で提供する。ただし、その映像又は音声テキストの代替メディアであって、代替メディアであることが明確にラベル付けされている場合は除く。[優先度 **A**] [JIS 適合レベル **A/AA**]
なお、編集可能な元データがない場合や、著作権の関係で編集ができない場合、動画がライブであり技術的に対応が難しい場合など、達成が著しく困難な場合には可能な範囲での対応を実施する。
- (6) アニメーション **GIF** は、ユーザーがホームページの文章を読む際に集中力の妨げとなるため、原則使用しない。[優先度 **B**]
- (7) 音は自動再生させず、ユーザーの要求に応じてのみ再生する。また、その音声を一時停止又は停止することができるようにする。[優先度 **A**] [JIS 適合レベル **A**]
- (8) 閃光するコンテンツは原則使用しない。使用する場合は、次のいずれかの基準を満たすこと。[優先度 **A**] [JIS 適合レベル **A**]
ア どの **1** 秒間においても閃光が **3** 回以下である。
イ 一般せん（閃）光いき（闕）値及び赤色せん（閃）光いき（闕）値を下回っている。

7 表やフォーム

- (1) 表、フォームは見た目の位置や視覚的な装飾だけではなく、適切な要素や属性を用いて記述（マークアップ）することにより、意図した「構造」や論理的な「関

係性」について音声読み上げソフトなどが理解できるようにする。[優先度 **A**] [JIS 適合レベル **A**]

- (2) ユーザーの入力を要求する場合（入力フォームなど）は、何を入力すればよいか、またエラーがあった際のエラー内容や修正方法などユーザーにわかりやすい説明を提供する。[優先度 **A**] [JIS 適合レベル **A/AA**]
- (3) フォームの情報にはフォーム要素を用いる。[優先度 **A**] [JIS 適合レベル **A**]
- (4) 次に挙げる操作を行う場合は、内容の取り消し、確認及び修正のうち、少なくとも一つができるようにする。[優先度 **A**] [JIS 適合レベル **AA**]

ア 契約などの法的義務の発生を伴う操作

イ 金銭取引

ウ ユーザーがオーナーである情報についての操作

エ ユーザーからの情報送信

8 リンク設定

- (1) リンクの目的は、リンクのテキスト、又はリンクのテキストとプログラムで解釈可能なリンクの文脈とを合わせることにより、解釈できるようにする。ただし、文脈や文全体の内容を確認することによってそのリンク先が明確になる場合は除く。[優先度 **A**] [JIS 適合レベル **A**]
- (2) リンク色はブラウザの初期設定（下線と青色や赤紫色）を使用し、リンク部分の位置を本文から離して表示する。[優先度 **B**]
- (3) 各コンテンツページにおける1ページあたりのリンク数は、当該ページの内容に関連した情報に絞り込むなどにより、多くなりすぎないようにする。[優先度 **B**]
- (4) ユーザーが誤って別のリンク先をクリックしてしまうことのないように、リンクとリンクの間は近づきすぎないように配慮する。[優先度 **B**]
- (5) リンクテキストやリンク画像は、ユーザーがクリックしやすいよう、文字や画像の大きさに配慮する。[優先度 **B**]
- (6) 各ページのメインコンテンツ部分の前に、「複数のページ上で繰り返されているコンテンツのブロック」（ヘッダーやサイドメニューなど）がある場合には、各ページの先頭からメインコンテンツの開始位置まで「スキップできるメカニズム」を提供する。この際、このメカニズムはキーボードでも利用できるように提供する。[優先度 **A**] [JIS 適合レベル **A**]

- (7) 外部リンクを設定する場合は、注釈を設けるなどにより、ユーザーに外部リンクであることが分かるようにする。[優先度 **B**]
- (8) イメージマップ（一つの画像に複数のリンクを設定する方法）は、クライアントサイドを使用し、リンク先の内容が分かる適切な代替テキストを必ず付ける。[優先度 **A**]

9 関連技術の使用

- (1) **PDF** 形式で情報を提供する場合にも、本統一基準のうち、「**JIS 適合レベル**」と記載のある内容を遵守する。ただし、編集できる元データがない場合など、すべての対応が著しく困難な場合は可能な範囲での対応を実施する。[優先度 **A**]
- (2) **PDF** 形式で情報を提供する場合、**Adobe Reader** などの一般に入手可能な閲覧ソフトで正しく表示されることを確認する。[優先度 **A**]
- (3) 内容が膨大であるなど、ページ内にすべて記述することが困難で、より詳細な内容を提供することを目的として **PDF** 形式で提供する場合、原則画像化されたファイルを使用せず、文字情報の入った状態で提供し、**PDF** ファイルに含まれる情報の概要をページの本文中で提供する。[優先度 **B**]
- (4) **Flash** の使用は、最小限に抑える。[優先度 **B**]
- (5) **Flash** や **JavaScript** の動作によって提供される情報がある場合は、等価な情報をテキストで提供する。[優先度 **A**] [**JIS 適合レベル A**]
- (6) **RSS (Rich Site Summary)** 配信をする場合は、「どのコンテンツが **RSS** に対応しているか」「**RSS** の登録方法について」などの利用に当たっての前提条件、注意点を記載する。[優先度 **B**]
- (7) データなどを提供する場合、**RDF (Resource Description Framework)** 形式を活用する。[優先度 **B**]
- (8) ダウンロードファイルについては、ファイルの形式名及び容量を表示する。[優先度 **B**]
- (9) 申請書様式は **PDF** 形式による提供を基本とする。**PDF** 以外の形式 (**Microsoft Word**、**Microsoft Excel**、一太郎など、ユーザーにおいて有償のアプリケーションを用意しないと利用できないもの) のみによる提供は行わない。[優先度 **B**]

10 操作環境

- (1) すべての機能をキーボードから利用できるようにする。

プラグインやアプリケーション及びダイアログボックスは、それらをページに埋め込んだ場合、その部分にキーボードフォーカスが閉じ込められてしまう危険性があるため、原則埋め込まない。埋め込む場合は、キーボードフォーカスが閉じ込められないようにする。また、キー操作以外の方法で抜け出すことが可能であれば、その操作方法を分かりやすく明記する。ダイアログボックスは、[OK] ボタンや [キャンセル] ボタンなどを提供し、フォーカスが元の位置に戻るようにする。[優先度 A] [JIS 適合レベル A]

(2) キーボード操作が可能なユーザインタフェースには、キーボードフォーカスの状態が視覚的に認識できる操作モードを提供する。[優先度 A] [JIS 適合レベル AA]

(3) 入力フォームなどでは、入力に時間制限を設けない。

制限時間があるときは、ユーザーによって事前に時間制限を解除、調整又は延長できるようにする。ただし、制限時間が必須の要素で、その制限時間に代わる手段が存在しない場合で、制限時間を延長することがコンテンツの動作を無効にすることになる場合、又は、制限時間が 20 時間よりも長い場合は例外とする。[優先度 A] [JIS 適合レベル A]

東京都公式ホームページデザインに係るガイドライン

平成 29 年 12 月

東京都公式ホームページ（以下「公式ホームページ」という。）は、都の施策などの都政情報の提供や都民との情報共有を行うための重要な手段となっている。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、国内外に東京の魅力を発信する媒体として、公式ホームページの重要性は今後ますます高まっていく。

ウェブアクセシビリティの向上に関しては、「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準」（以下「統一基準」という。）が定められているが、このたび、更に、公式ホームページとしての統一感を持たせ、都民への発信力の一層の向上を図るため、「東京都公式ホームページデザインに係るガイドライン」（以下「デザインガイドライン」という。）を策定する。

第1 デザインガイドラインの対象範囲

- 1 原則として、都が次に掲げるウェブコンテンツにより提供する情報及びサービス全てとする。
 - (1) 公式ホームページ（多言語対応しているものを含む。）
 - (2) 公式ホームページのスマートフォン向けサイト（多言語対応しているものを含む。）
- 2 1にかかわらず、次のいずれかの理由によりデザインを統一することによるメリットが少ないと認められるものは、対象外とすることができる。
 - (1) ヘッダー等のデザインを統一することで、ホームページ全体のイメージが壊れ、訴求力が低下するおそれがある。
 - (2) 特定の対象者をターゲットとしたホームページで、閲覧者の属性等に合わせたデザインを採用している。
 - (3) 特定分野の情報の提供のみにとどまる、公開期間が限定的である等、ホームページの機能が限定されている（降雨情報、各種データベース、一時的に掲載する告知ページ等）。

第2 ホームページ全体のデザインの方向性

公式ホームページは、発信したい情報を明確にするとともに、閲覧者が必要な情報に容易にアクセスできるようにするため、次の(1)から(5)までに留意して作成・改修を行う。

- (1) 各局事業の特性に応じて、情報を効果的に発信する。
- (2) スライド機能、画像サイズの使い分け等により、情報の優先度を明確にする。
- (3) トップページは随時更新し、古い情報は別ページに移すなどして、最新情報を簡潔に提供する。
- (4) 文字の羅列を避け、画像の活用等による視覚的な情報発信を工夫する。
- (5) 必要に応じて、フローチャート等の閲覧者が必要な情報を探しやすい手法を併用する。

第3 デザインの詳細

1 全体

- (1) パソコン表示におけるサイトの横幅は、1,000ピクセル程度とする。ただし、トップページのメインビジュアル画像の部分は、1,000ピクセルを超えることができるものとするが、この場合においては、サイトの横幅を超えた当該画像の両端には、コンテンツ及びテキストを配置しない。
- (2) レスポンシブウェブデザイン等の活用により、スマートフォン、タブレット等に対応する。
- (3) 背景色は白色とする。サイトデザインに使用する色数は、5色程度の基本色及びその類似色とし、シンプルな色使いとする（画像、グラフ等を除く。）。
- (4) 見出し及びリンク表示（青色又は紫色のテキスト表示に下線を引いたもの）を除き、テキストの部分的なカラー表示は避ける。
- (5) CSSにおけるテキストのフォントファミリーは、ヒラギノ角ゴ、メイリオ、MS-Pゴシック

ク又は sans-serif を基本とする。

2 ヘッダー

- (1) 別紙設定表（以下「設定表」という。）に基づいたデザインを基本とする。設定表に記載のないリンク等を設定する場合は、設定表に記載されている素材に準じたデザインとする。
- (2) ヘッダー左側に配置する局名等のロゴタイプの表示は、原則として、次のアからウまでによるものとする。

ア フォント

「東京都基本デザインマニュアル（平成元年策定）」の規定にかかわらず、ゴナD又はメイリオを用いる。

イ 大きさ

パソコン表示において、原則として、和文は24ポイント、英文は14ポイントとする。ただし、英文フォントと和文フォントとの横幅を合わせる場合は、この限りではない。

ウ 形式

画像として作成し、alt に局名等を指定する。

- (3) パソコン表示において、ヘッダー右側に、統一基準第3 2 (4)ア(イ)により掲載するもののうち、「サイト内検索機能」及び「都庁総合ホームページへのリンク」を配置する。その他のリンクは、各局の状況に合わせ、可能な限り設定表に準じたデザイン及び配置で掲載する。
- (4) パソコン表示において、ヘッダーのリンクにおけるドロップダウンメニュー表示は、原則として行わない。
- (5) 多言語へのリンクを掲載する場合は、ドロップダウンメニュー表示は行わず、リンク先のページに言語選択のリンクを配置する。ただし、1言語のみを提供する場合は、この限りでない。
- (6) 色合い変更へのリンクを掲載する場合は、ドロップダウンメニュー表示は行わず、リンク先のページに色合い選択のリンクを配置する。ただし、1種類の色合いのみを提供する場合は、この限りでない。

3 グローバルナビゲーション

- (1) 設定表に基づいたデザインを基本とし、ナビゲーションの数は、5ないし9程度とする。
- (2) パソコン表示において、ドロップダウンメニュー表示及び画面スクロール時の固定表示は、原則として行わない。
- (3) ナビゲーションの表示はテキストのみとし、トップページ以外のピクトグラムは、原則として使用しない。

4 フッター

- (1) 設定表に基づいたデザインを基本とする。設定表に記載のないリンク等を設定する場合

は、設定表に記載されている素材に準じたデザインとする。

(2) フッター1

ア 下部（設定表の「フッター1」の欄の「①濃紺」とする部分）の中央に、統一基準第3 4により掲載する事項を配置する。

イ 中央部（設定表の「フッター1」の欄の「②紺色」とする部分）の中央に、統一基準第3 5(1)により掲載する事項へのテキストリンクを配置する。

ウ 上部（設定表の「フッター1」の欄の「③グレー」とする部分）の中央に、Twitter及び東京動画のバナーを配置する。Facebook又はInstagramのバナーを掲載する場合は、設定表に準じた配置とする。

(3) フッター2

ア コンテンツへのリンク及びスライドバナーは、各局の状況に応じて掲載する。コンテンツへのリンク若しくはスライドバナーのいずれかを掲載し、又はそれらのいずれも掲載しないこともできるものとする。また、コンテンツへのリンクの数は最大8とし、スライドバナーの同時表示数は最大4とする。

イ ナビゲーションごとに、掲載するコンテンツへのリンク又はスライドバナーを変更することもできる。

ウ フッター2を掲載しない場合は、「ページの先頭へ戻る」のリンクは、フッター1の上部に配置する。

5 スマートフォン表示

次の(1)から(3)までに定める事項を除き、原則として、パソコン表示のレスポンス対応とする。

(1) ヘッダー

ア ヘッダー右側に「メニューアイコン」を、その下部に「サイト内検索機能」を配置する。

イ 「メニューアイコン」には、(2)に定める事項を格納する。また、ナビゲーションは、トップページに表示することもできるものとする。

(2) スマートフォン版メニュー

ア グローバルナビゲーションは、第3 3の規定に準じて掲載する。

イ メニュー展開時にグローバルナビゲーション上部に置くリンクは、多言語、色合い変更、音声読み上げ等、当該スマートフォン表示に係る公式ホームページと同等の内容を表すリンクとする。

ウ 「都庁総合ホームページへのリンク」はグローバルナビゲーション下部左側に、「サイトマップ」を掲載する場合はグローバルナビゲーション下部右側に配置する。また、外部関連ホームページ等へのリンク等を掲載する場合は、「都庁総合ホームページへのリンク」等より下部に配置する。

(3) フッター

フッターは、第3 4の規定に準じて掲載する。ただし、フッター1の下部にパソコン表示へのリンクを配置し、また、フッター2のスライドバナーの同時表示数は、最大2とする。

移行ページ修正内容一覧

ページ単位で以下の項目に該当するものがある場合には、事前に該当箇所を抽出し、事前協議のうえ、修正を行うこと。

修正項目		
(1) 基本情報		
1	タイトル	・タイトルの重複がある場合は、重複しないタイトルに変更すること。
2	ファイル名	・ファイル名の重複がある場合は、重複しないファイル名に変更すること。
3	キーワード	・キーワードが設定されているページは、移行後もキーワードを設定すること。
4	概要	・概要が設定されているページは、移行後も概要を設定すること。
(2) ページ掲載内容		
a 画像		
1	代替テキストに問題がある場合	・代替テキストに問題がある場合（「画像」や「写真」「イラスト」「IMG_1111」のような意味のない文字列など）、あるいは代替テキストがない場合は、適切な代替テキストを設定すること。
2	画像が並ぶ場合	・画像が連続して掲載される場合は画像の周りに余白を設定すること。 ・縦に連続して掲載する場合は上下余白、横に連続して掲載する場合は左右余白を設定すること。
3	アニメーション画像や動く文字がある場合	・アニメーション画像や動く文字がある場合は削除すること。 ・動く文字を削除した場合は、補足の文字も追加設定すること。
4	添付ファイルや関連リンクなどの頭のアイコン（画像）	・添付ファイルや関連リンクなどの意味のない頭のアイコン（画像）は削除すること。
b テキスト		
1	旧ページの共通ヘッダやパンくず、共通フッタなど	・旧ページの共通ヘッダやパンくず、共通フッタなどは不要。
2	旧ページのメニューなど	・旧ページの上部や左右のメニューなどは、サイト管理者に確認のうえ、移行を行うこと。
3	タイトルに類似している見出し	・タイトルと同一か類似している見出しは削除すること。
4	見出し（h2、h3、h4・・・など）を設定	・一見して「見出し」と分かる部分がある場合は、「見出し」として階層構造を踏まえて設定すること。
5	ページ内の「ご案内（お問い合わせ先）」がある場合	・CMSにて「ご案内（お問い合わせ先）」は自動挿入を想定していますので、本文内の「ご案内（お問い合わせ先）」は削除すること。 ・削除に問題があるページはサイト管理者に確認のうえ、移行を行うこと。
6	不要な改行の削除	・レイアウト目的の不要な改行は削除すること。
7	タイトルと見出しにある不要な記号は削除（△●★□◎◇など）	・タイトルと見出しのテキストに対して、明らかに装飾的に使用されている記号（△●★□◎◇など）は削除すること。ただし、前後のテキスト表現に影響が出る場合はその部分も踏まえて修正すること。 ・記号（△●★□◎◇など）で始まる文章で、見出しと判断できるものは、記号部分を削除して見出し設定をすること。
8	リストのような並びはリスト化	・明らかにリスト表記になっている箇所はリスト設定すること。 ・意味なく文頭に記号が使用されている箇所はリスト設定すること。 例）●と☆が交互に使用されている
9	不要な下線は削除	・不要な下線（例：フヨウナカセン）は削除すること。ただし、本文中の一部のテキストを強調目的で使用されている場合は、太字（タグ）の設定をすること。
10	文字のサイズは解除	・文字のサイズ指定は解除すること。ただし、旧ページを参照して、見出し扱いの文字は正しく見出しとして設定すること。
11	文字の色は解除	・文字の色は解除すること。ただし、旧ページを参照して、強調目的で使用されている色文字は、太字（タグ）の設定をすること。
12	太字指定のタグ→タグ	・太字のタグは、～タグが使用されている場合は削除し、～タグに統一すること。
13	斜体	・斜体あるページはサイト管理者に確認のうえ、移行を行うこと。
14	文字間のスペース	・単語の中に、文字間スペースがある場合は削除すること。

c 表		
1	表のゴミタグ	・表のゴミタグがある場合は、削除すること。
2	レイアウト目的の表組み	・表 (table) を使ったレイアウトは、原則削除し、縦並びに配置すること。
3	表見出し (th) がない場合	・表見出しに該当すると判断できるセルがある場合は、見出し (th) 設定をすること。
4	見出しの対象範囲	・表見出し (th) を設定したセルには、行 (row)・列 (col)または行グループ (rowgroup)・列グループ (colgroup) を設定をすること。
5	表組みの中の各数字の単位	・数字だけを記載した表組みの場合、各数字に適切な単位を設定すること。
d リンク		
1	「 こちら 」はリンク先ページのタイトルに修正	・リンクテキストが「 こちら 」のみになっている場合は、リンク範囲にリンク先ページのタイトルを設定すること。 例) ○○○ページは こちら → ○○○ページはこちら
2	リンクテキストがURLになっている場合	・リンクテキストがURLになっている場合は、リンク先のページタイトル (またはサイトタイトル) に設定すること。
3	リンクの指定 (内部リンクの場合)	・内部リンクは原則「同じウィンドウで表示」に設定すること。
4	リンクの指定 (外部リンクの場合)	・外部リンクは「新規ウィンドウを開いて表示」に設定すること。
5	PDFファイルのリンクの指定	・PDFファイルのリンクは外部リンク扱いとし、すべて「新規ウィンドウを開いて表示」に設定すること。
6	添付ファイルにファイルサイズや形式がない場合	・1ページ内でファイル形式、サイズ表記があり、表記が統一されている場合はそのままにすること。 ・1ページ内でファイル形式、サイズ表記があり、表記が統一されていない場合は、表記を統一すること。 ・ページ内にファイル形式、サイズ表記がない場合は、にファイル形式、サイズを追加し、ページ内で表記を統一すること。
7	リンク切れ処理	・旧ページですでにリンクが切れているものに対しては、そのままとし、サイト管理者へ報告すること。 ・リンク先のページが移行対象外の場合は、そのままとし、サイト管理者へ報告すること。
8	本文中の「ページトップへ戻る」は削除	・ページ下部、またはページ途中に「ページトップへ戻る」などがある場合は原則削除すること。
e 禁止文字などの置き換え		
1	使用禁止文字、および機種依存文字	・使用禁止文字は、要件定義した文字に置き換えを行うこと。 ・機種依存文字は、要件定義した文字に置き換えを行うこと。 ・ただし、機種依存文字などで置換すべきか判断がつかない場合は、サイト管理者へ報告すること。
f お問い合わせ先		
1	お問い合わせ先	・ページ下部のお問い合わせ先は、旧ページの担当課、係、班に合わせて設定すること。 ・旧ページにお問い合わせ先の記載がない場合は、原則として該当の担当課 (代表) を設定すること。
(3)分類属性		
1	分類の設定	・新分類への掲載を設定すること。 ・新分類へ複数掲載する場合は、複数の掲載を設定すること。
2	パンくずリストの選択	・パンくずリストを設定すること。

東京都農林水産振興財団ホームページ システム機能要件

1. 基本情報			
基本要件	1-1	必須	各職員PC端末にインストールなどをする必要が無いこと。
	1-2	必須	各職員PC端末よりWEBブラウザを通し、ID,PASSWORD認証にてログインできること。
	1-3	必須	閲覧者のパソコン機種、OS、ブラウザ通信回線などの利用環境に依存することなく、利用者がストレスを感じない応答時間でホームページを閲覧できること。
	1-4	必須	閲覧者が画面をA4縦型で印刷する際、ブラウザやOSに関わらず内容が損なわれずに印刷できること。
	1-5	推奨	端末台数やユーザー数、ページ数やテンプレート数の増加により、ライセンス料が変動しないこと
	1-6	必須	サイトの共通部分の修正が、短時間で全体に反映できること。
	1-7	必須	InternetExplorer11以降、Firefox最新版、GoogleChrome最新版、Safari最新版及びEdgeの各ブラウザでレイアウトが崩れず表示できること。また、今後登場するブラウザについても可能な限り対応すること。
サブサイト	1-8	推奨	サイト全体の階層構造とは異なる独自のメニュー構造(階層構造)を持ったまとまりを、サブサイトとして管理できること。独自のメニュー構造は、カテゴリ分類とは独立して存在すること。
	1-9	推奨	サブサイトは、当該サブサイト内でのみ通用するカテゴリの階層構造を有すること。
	1-10	推奨	サブサイトは、専用のトップページを有すること。
	1-11	推奨	1つのサブサイトは限定された複数の所属で共同管理できること。
	1-12	推奨	複数のバナーを表示できること。
2. ページ作成機能			
基本的な仕様	2-1	必須	UTF-8の文字コードに対応すること。
	2-2	必須	作成者がHTML言語を意識することなくワープロ感覚で記事を作成でき、掲載される画面をイメージできる作成画面であること。
	2-3	必須	テンプレートを使用することで、専門知識を持たない一般的な職員でも編集ができ、見出しや段落、表などがタグの知識を持たなくても容易に記事ページに反映できること。
	2-4	推奨	Microsoft Wordと同様のツールバー機能があり、テンプレートを選択することで、統一したデザインの記事ページ作成が可能なこと。
	2-5	必須	フォーム入力型のテンプレートも利用できること。
	2-6	推奨	ワープロソフトのようなWYSIWYGインターフェースとフォーム入力型インターフェースが、同一のテンプレート内で利用できること。
	2-7	必須	記事ページ作成完了時、必須項目に未入力があった場合、警告を表示しスムーズに修正できること。
	2-8	必須	作成時に操作を誤った場合、その操作の1つ前の状態に戻すことができること。
	2-9	推奨	同じ記事ページを更新して再度公開を行う際に、以前公開していた記事ページを前バージョンとして管理できること。バージョンの上限数はないものとし、また以前のバージョンを再利用することも可能であること。
	2-10	必須	ファイルの保存時には、連番ではない任意のファイル名を設定できること。
	2-11	必須	管理可能なテンプレート数に上限がないこと。 管理者によって、修正、追加、削除が行えること。
	2-12	必須	制作途中のページを一時的に保存し、再ログイン後に編集を再開できること。
	2-13	必須	検索サイトで上位に記事ページを表示させる機能(SEO)対策として、sitemap.xmlを自動生成する機能を有すること。また、記事ページを新たに作成した際、自動で更新されること。
トップページのデザイン	2-14	必須	グローバルナビゲーションを配置すること。

他データの流用・表	2-15	必須	ヘッダー及びフッター部分の掲載については、「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準(改訂版)」に準拠すること。
	2-16	必須	Word、Excelデータを取り込む(もしくはコピー&ペーストする)ことができること。その際、アプリケーション特有のHTML(CSS)表現を自動的に削除できること。
	2-17	必須	Word、Excelデータから取り込んだ(もしくはコピー&ペーストした)表を加工できること。行、列の追加や削除、見出しセルの設定、幅の指定などが、ソースコードを直接編集することなく、簡易に操作できること。
	2-18	必須	HTMLの知識がない職員でも、表を作成・編集する機能を備えること。行、列の追加や削除などが、ソースコードを直接編集することなく、簡易に操作できること。
画像・添付ファイル	2-19	必須	簡易な操作でページ内に画像を配置できること。
	2-20	必須	CMSサーバー上に共通で使用可能な画像の素材集を設置でき、一覧表示の中から選択して使用できること。また、その素材集は、サイト管理者によって追加、削除が可能なこと。
	2-21	必須	画像の代替テキスト(ALT属性)の未入力を防げること。
	2-22	必須	画像の代替テキスト(ALT属性)入力の際、alt=""(空)が設定できること。
	2-23	必須	ページ配置のために、登録できる画像のファイル種別(JPEG,GIFのみ等)を制限できること。
	2-24	推奨	公開する画像のファイル容量(またはサイズ)を制限できること。
	2-25	必須	画像のリサイズや切抜きをする機能があること。
	2-26	推奨	簡単な操作で画像上の指定する位置に、文字の挿入が行えること。挿入できる文字列は文字の変更、文字サイズの変更、文字色の変更が行えること。
	2-27	必須	ページにWord、Excel、PDFなどの各種文書ファイルがリンクできること。
	2-28	必須	リンクした文書ファイルの種類(PDF、Word、Excel等)、サイズの表記が自動で挿入されること。
	2-29	必須	ダウンロードファイルのリンクは、任意の場所に表示できること。
	2-30	必須	ページからリンクする文書ファイル等の種類・容量を、統一して制限できること。
	2-31	必須	画像にリンク設定ができること。
	2-32	必須	画像やPDF等のファイル添付は管理者権限でなくても、作成者が個々にアップロードできること。
	2-33	必須	複数の添付ファイルを一括でアップロードできること。
	2-34	必須	システムの画面上で添付ファイルの並び順の変更ができること。
リンク	2-35	必須	別ウィンドウで開くリンクを設定した場合には、リンクの前後どちらかに別ウィンドウで開くことを明示するテキスト等が自動で挿入されること。
	2-36	必須	内部及び外部リンクが容易に設定できること。
	2-37	必須	内部ページ(CMS管理下)へのリンクは、一覧などからリンク先を選択して容易に設定できること。
	2-38	必須	外部ページ(CMS管理外)へのリンクは、URLを入力することで簡単に設定できること。
	2-39	推奨	内部ページへのリンクは同じウィンドウ、外部ページへのリンクは新しいウィンドウで開くようにあらかじめ設定できること。
	2-40	推奨	サイト内外ページへのリンク切れを自動的にチェックできること。リンク切れがある場合、どのリンクテキスト(リンク画像)に問題があるのかを表示させること。
	2-41	推奨	ページを削除する際に、他のページからリンクが設定されていないかチェックを行い、リンクが貼られていた場合は、警告表示と該当ページ一覧が表示できること。
編集機能	2-42	必須	見出し(<h>タグ)、段落(<p>タグ)が、HTMLの知識がなくても簡単な操作方法で指定できること。

	2-43	推奨	装飾に用いる文字色、背景色は基本的に不可とし、初期にCSS指定した色のみを使用させるようにできること。すべてのページのヘッダ等に文字の大きさ変更機能や色覚に障害のある人向けの文字色・背景色変更機能を有すること。
アクセシビリティ機能	2-44	必須	ページ単位でアクセシビリティ上の問題を総合的にチェックできること。また、ページ内において、問題箇所をプレビューイメージにて明示し、視覚的に把握できること。プレビュー画面ではリンク先アドレスや添付した画像やファイルを確認できるようにすること。
	2-45	必須	使用が好まれない単語を含んでしまった場合、管理者が用意する辞書を元に変換する機能があること。(例:「子供」→「子ども」)
	2-46	必須	機種依存文字を自動置き換えもしくは警告表示できること。置き換え文字は一般的な内容で初期設定すること。
	2-47	推奨	見出しの構造化チェックが行えること(例:見出し1の有無、見出し1、見出し2などの階層構造)。
	2-48	推奨	記事ページタイトル、およびファイル名は重複チェックが可能で、必要に応じて重複を許可することができること。
	地図	2-49	推奨
動画	2-50	必須	YouTubeやMP4等の動画をページ内に埋め込み掲載できること。
	2-51	推奨	さまざまなサイズやファイル形式で動画の登録・配信が簡単に行えること。ただし、サイズの制限設定があること。
ページの公開・非公開・削除・再利用	2-52	必須	コンテンツの公開開始時及び公開終了時は年月日のほか、時間単位で設定できること。
	2-53	推奨	コンテンツ公開時に、サイトマップ、グローバルナビゲーション、ローカルナビゲーション(階層リスト)、パンくずリストに、ページタイトルをリンク名としたリンクを自動生成し、公開終了時にはそれらを自動で削除すること。
	2-54	推奨	任意の未来及び過去の日時を指定し、その時点サイトの状態を確認できること。
	2-55	推奨	当該記事ページからリンクをたどる形で、内部リンク先の記事ページも含めて公開時と同じ状態でプレビューできること。
	2-56	推奨	ページを削除する際、そのページに配置(リンク)された画像やPDFも一緒に削除できること。
	2-57	推奨	その際、対象の画像やPDFが削除対象ではないページからリンクされた状態にある場合、サーバー上に残せること。
	2-58	必須	公開が終了した記事ページは再利用できるようにCMSサーバーに保存できること。
	2-59	必須	CMSサーバに保存されている記事ページを一覧から選択・複写し、新規記事ページを作成できること。
スマートフォン等	2-60	必須	スマートフォン(Androidスマートフォン全般、iPhone全般)に対応すること。
	2-61	必須	PC向けにページを作成した時に、スマートフォン用ページも自動生成されること。
	2-62	必須	スマートフォンでの閲覧時は、自動的にスマートフォン向けサイトを表示させること。レスポンシブデザインを採用すること。

3. フォーム作成			
共通項目	3-1	必須	イベントごとにフォームが作成でき、入力されたデータは、イベント別にCSV等の形式でダウンロードができること。
	3-2	必須	フォーム送信後に、送信者に受付完了メールが送信される設定にすること。
	3-3	必須	フォーム利用者が入力内容を送信前に確認できること。
	3-4	必須	フォームで入力エラーがあった場合に、閲覧者に対してエラー理由をテキストで表示できること。
申込フォーム	3-5	必須	TLSに対応した申込フォームを容易に作成できること。
	3-6	推奨	サイト管理者だけではなく、各所属にて申込フォームを作成できること。
	3-7	必須	同時に複数の申込フォームが設定できること。同時に開設できるページ数に上限がないこと。

	3-8	必須	フォームの項目は、開催イベントごとに入力してもらう項目を設定できること。
	3-9	推奨	申込先着順のイベントの申込を行う場合は、定員になり次第受付を停止することができること。
	3-10	推奨	申込先着順のイベントの申込にキャンセルが出た場合は、受付再開することができること。
	3-11	推奨	参加者を抽選で選定するイベントの場合、指定日に自動抽選を行うことができること。
	3-12	推奨	抽選を行った結果に基づき、当選・落選の自動メール配信ができること。
	3-13	推奨	当選・落選のメール配信は、500通程度の配信能力を持っていること。
	3-14	推奨	Web上でイベント申込みを受け付けた際、開催前日に確認メールを自動または手動で配信する機能をつけること。
入力データ閲覧	3-15	推奨	入力されたデータの閲覧権限を、管理者が設定できること。

4. 自動更新、自動生成機能			
新着リンク	4-1	必須	「お知らせ」や「新着情報」など、ページが公開されたタイミングで自動的に掲載した日付の降順で表示され、表示しきれない情報は、新着情報一覧ページに別途表示できること。
パンくずリスト・ナビゲーション	4-2	必須	パンくずリストを自動生成できること。
	4-3	必須	その際、ページタイトルを自動的に引用できること。
	4-4	推奨	ページタイトルに組織名等を自動で挿入できること。(例: ページタイトル 東京都農林水産振興財団)
	4-5	必須	全てのページにトップページへ戻るリンクを設定し、統一した所定の位置に表示すること。
	URL生成	4-6	推奨
	4-7	必須	本番環境にアップしたページを修正し再アップした際、URLが変更にならないようにすること。

5. サイト管理機能			
基本機能	5-1	必須	複数のユーザーが同時にログインできること。
	5-2	必須	担当者や所属によりコンテンツの編集権限を設けることができること。
	5-3	必須	同一ページを同時に別々のユーザーが更新できないこと。あるいは、更新しようとする際に警告が表示されること。
	5-4	必須	ひとつのページに対して、複数のユーザーが編集権限を持てること。
管理者権限	5-5	必須	管理者は、すべてのコンテンツにおいて容易に即時公開・修正・削除ができること。
	5-6	推奨	管理者は、CMSに登録されている全ページの情報(ページタイトル、階層構造、ディレクトリ)をCSVなどに出力できること
	5-7	推奨	管理者が、コンテンツの配置及び掲載するアイコン・画像等について、容易に変更できること。
	5-8	推奨	システムのログイン画面またはログイン後の最初の画面に管理者からのお知らせを表示できること。
	5-9	推奨	管理者はすべてのページを、階層、タイトル、キーワード、作成日、更新日、公開状態等で検索することができること。
	5-10	必須	管理者は、すべての記事ページの状態(作成中・承認待ち・公開中・非公開)などを一覧で確認できること
	5-11	必須	サイト管理者は、入力禁止文字の登録・変更・削除ができること。
	5-12	必須	サイト管理者は、入力禁止文字が使用されているページを検索できること。また、検索後に置換できること。

	5-13	推奨	管理者は、リンク集や記事一覧等の表示順を変更することができること。
承認機能	5-14	必須	承認ルートは、作成者→承認者(係長級)の設定が可能であること。
	5-15	必須	承認者不在時は、管理者が代理承認等の手段によってコンテンツを公開できること。
	5-16	推奨	承認者が記事の再修正を依頼する際、修正箇所を指示できるようにすること。(例:修正内容を入力するコメント機能をつける等)
	5-17	推奨	作成者から承認者への承認依頼が行われた際、承認者にメールによる連絡を自動で行うこと。
	5-18	必須	承認画面で、コンテンツ公開イメージやリンク等の確認ができること。
	承認依頼中の修正	5-19	推奨
5-20		推奨	承認者は、承認依頼を受けたページを自ら編集することができること。
ログ	5-21	必須	ページの公開、削除といった履歴をログとして残せること。
ユーザー管理	5-22	必須	管理者は、CMSの管理画面上でユーザーの登録・更新・削除を行えること。また、ユーザーの操作権限・ID・パスワードなどの管理ができること。
	5-23	必須	CMSに登録のユーザー情報を、CSV等の形式で出力できること。
	5-24	推奨	事前にCSVなどの形式で作成しておいたユーザー情報をCMSに取り込めること。
	5-25	必須	管理者にて承認者等の追加や修正ができること。
組織管理	5-26	必須	管理者は、CMSの管理画面上で組織情報の修正、追加、削除が行えること。
	5-27	必須	CMSに登録の組織情報を、CSV等の形式で出力できること。
	5-28	推奨	事前にCSVなどの形式で作成しておいた組織情報をCMSに取り込めること。
	5-29	必須	記事の修正や削除を行う際、膨大なデータの中からすぐに該当の記事を探し出せるよう、検索機能をつけること。もしくは、記事をコーナー別等のカテゴリに分けて表示させること。
	5-30	推奨	CMS画面上に、操作マニュアルを表示させること。
	5-31	必須	公開中のページを編集する際は、ページの公開状態を維持したまま編集・承認が可能であること。
バナー	5-32	必須	トップページ・カテゴリトップページなど、任意のページの財団が指定する位置に、複数のバナーまたはローテーションバナーを表示できること。
	5-33	必須	サイト管理者のみがバナーを管理・掲載・削除でき、特別な知識がなくても容易に操作できること。
	5-34	必須	バナーの表示数は、容易に変更できること。
	5-35	必須	画像データは、JPEG・GIF(透過GIF・アニメーションGIF)・PNG・BMPが使用できること。
検索機能	5-36	推奨	サイト内で検索されたキーワードログを取得できること。
	5-37	必須	検索結果のページは、サイト内の他のページと同様、同じ体裁のヘッダー、フッターを表示させ、閲覧者には、別のサイトに移動してしまったという印象を与えないようにすること。
	5-38	推奨	キーワード完全一致の検索だけでなく、表記の違いがあっても検索結果が表示される同義語検索機能が備わっていること。
	5-39	必須	フリーワード検索、絞り込み、カテゴリ別検索機能等を有し、サイト内検索ができること。(Google等のフリー検索エンジンも使用可能だが、テンプレート内に表示されるもののみとすること。)
アクセス解析	5-40	必須	ページごとのアクセス件数、検索キーワードなどが取得できること。

	5-41	必須	閲覧者の使用するブラウザ・OS・モニタサイズが集計できること。
	5-42	推奨	閲覧者の接続ポイント(都道府県)が集計できること。
	5-43	推奨	解析結果は、CSVファイルなどで保存・出力できること。
	5-44	推奨	庁内LANからのアクセスと外部からのアクセスを区別して集計できること。

電子情報処理委託に係る標準特記仕様書

公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「委託者」という。）から電子情報処理の委託を受けた受託者は、契約書及び仕様書等に定めのない事項について、この特記仕様書に定める事項に従って契約を履行しなければならない。

1 情報セキュリティポリシーを踏まえた業務の履行

受託者は、公益財団法人東京都農林水産振興財団情報セキュリティ基本方針及び公益財団法人東京都農林水産振興財団情報セキュリティ対策基準の趣旨を踏まえ、以下の事項を遵守しなければならない。

2 業務の推進体制

- (1) 受託者は、契約締結後直ちに委託業務を履行できる体制を整えるとともに、当該業務に関する責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所についての記載並びにこの特記仕様書を遵守し業務を推進する旨の誓約を書面にし、委託者に提出すること。
- (2) (1)の事項に変更が生じた場合、受託者は速やかに変更内容を委託者に提出すること。

3 業務従事者への遵守事項の周知

- (1) 受託者は、この契約の履行に関する遵守事項について、委託業務の従事者全員に対し十分に説明し周知徹底を図ること。
- (2) 受託者は、(1)の実施状況を書面にし、委託者に提出すること。

4 秘密の保持

受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

5 目的外使用の禁止

受託者は、この契約の履行に必要な委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

6 複写及び複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、委託者が貸与する原票、資料、その他貸与品等及びこれらに含まれる情報（以下「委託者からの貸与品等」という。）を、委託者の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。

7 作業場所以外への持出禁止

受託者は、委託者が指示又は承認する場合を除き、委託者からの貸与品等（複写及び複製したものを含む。）について、2(1)における作業場所以外へ持ち出してはならない。

8 情報の保管及び管理

受託者は、委託業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、委託業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 全般事項

ア 契約履行過程

(ア) 以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。

- a 委託業務を処理する施設等の入退室管理
- b 委託者からの貸与品等の使用及び保管管理
- c 仕様書等で指定する物件（以下「契約目的物」という。）、契約目的物の仕掛品及び契約履行過程で発生した成果物（出力帳票及び電磁的記録物等）の作成、使用及び保管管理
- d その他、仕様書等で指定したもの

(イ) 委託者から(ア)の内容を確認するため、委託業務の安全管理体制に係る資料の提出を求められた場合は直ちに提出すること。

イ 契約履行完了時

(ア) 委託者からの貸与品等を、契約履行完了後速やかに委託者に返還すること。

(イ) 契約目的物の作成のために、委託業務に係る情報を記録した一切の媒体（紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物）（以下「記録媒体」という。）については、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該委託業務に係る情報を全て消去すること。

(ウ) (イ)の消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日等を明示した書面で委託者に報告すること。

(エ) この特記仕様書の事項を遵守した旨を書面で報告すること。また、再委託を行った場合は再委託先における状況も同様に報告すること。

ウ 契約解除時

イの規定の「契約履行完了」を「契約解除」に読み替え、規定の全てに従うこと。

エ 事故発生時

契約目的物の納入前に契約目的物の仕掛品、契約履行過程で発生した成果物及び委託者からの貸与品等の紛失、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

(3) 個人情報及び機密情報の取扱いに係る事項

委託者からの貸与品等及び契約目的物に記載された個人情報は、全て委託者の保有個人情報である（以下「個人情報」という。）。また、委託者が機密を要する旨を指定して提示した情報及び委託者からの貸与品等に含まれる情報は、全て委託者の機密情報である（以下「機密情報」という。）。ただし、委託者からの貸与品等に含まれる情報のうち、既に公知の情報、委託者から受託者に提示した後に受託者の責めによらないで公知となった情報、及び委託者と受託者による事前の合意がある情報は、機密情報に含まれないものとする。

個人情報及び機密情報の取扱いについて、受託者は、以下の事項を遵守しなければならない。

ア 個人情報及び機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。

イ アの個人情報及び機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報及び機密情報の管理状況を記録すること。

ウ 委託者から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を委託者に提出し報告すること。

エ 個人情報及び機密情報の運搬には盗難、紛失、漏えい等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。

オ (1)イ(イ)において、個人情報及び機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法及び消去予定日等を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得るとともに、委託者の立会いのもとで消去を行うこと。

カ (1)エの事故が、個人情報及び機密情報の漏えい、滅失、毀損等に該当する場合は、漏えい、

〈平成28年4月改正〉

滅失、毀損した個人情報及び機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

キ カの事故が発生した場合、受託者は二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、委託者に可能な限り情報を提供すること。

ク (1)エの事故が発生した場合、委託者は必要に応じて受託者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。

ケ 委託業務の従事者に対し、個人情報及び機密情報の取扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。なお、教育及び研修の計画及び実施状況を書面にて委託者に提出すること。

コ その他、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）に従って、本委託業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

9 委託者の施設内での作業

(1) 受託者は、委託業務の実施に当たり、委託者の施設内で作業を行う必要がある場合には、委託者に作業場所、什器、備品及び通信施設等の使用を要請することができる。

(2) 委託者は、(1)の要請に対して、使用条件を付した上で、無償により貸与又は提供することができる。

(3) 受託者は、委託者の施設内で作業を行う場合は、次の事項を遵守するものとする。

ア 就業規則は、受託者の定めるものを適用すること。

イ 受託者の発行する身分証明書を携帯し、委託者の指示があった場合はこれを提示すること。

ウ 受託者の社名入りネームプレートを着用すること。

エ その他、(2)の使用に関し委託者が指示すること。

10 再委託の取扱い

(1) 受託者は、この契約の履行に当たり、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得なければならない。

(2) (1)の書面には、以下の事項を記載するものとする。

ア 再委託の理由

イ 再委託先の選定理由

ウ 再委託先に対する業務の管理方法

エ 再委託先の名称、代表者及び所在地

オ 再委託する業務の内容

カ 再委託する業務に含まれる情報の種類（個人情報及び機密情報については特に明記すること。）

キ 再委託先のセキュリティ管理体制（個人情報、機密情報、記録媒体の保管及び管理体制については特に明記すること。）

ク 再委託先がこの特記仕様書の1及び3から9までに定める事項を遵守する旨の誓約

ケ その他、委託者が指定する事項

(3) この特記仕様書の1及び3から9までに定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

11 実地調査及び指示等

(1) 委託者は、必要があると認める場合には、受託者の作業場所の実地調査を含む受託者の作業状況の調査及び受託者に対する委託業務の実施に係る指示を行うことができる。

(2) 受託者は、(1)の規定に基づき、委託者から作業状況の調査の実施要求又は委託業務の実施に

（平成28年1月改正）

係る指示があった場合には、それらの要求又は指示に従わなければならない。

(3) 委託者は、(1)に定める事項を再委託先に対しても実施できるものとする。

12 情報の保管及び管理等に対する義務違反

(1) 受託者又は再委託先において、この特記仕様書の3から9までに定める情報の保管及び管理等に関する義務違反又は義務を怠った場合には、委託者は、この契約を解除することができる。

(2) (1)に規定する受託者又は再委託先の義務違反又は義務を怠ったことによって委託者が損害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

13 かし担保責任

(1) 契約目的物にかしがあるときは、委託者は、受託者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代えて、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

(2) (1)の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、契約履行完了後、契約目的物の引渡しを受けた日から1年以内に、これを行わなければならない。

14 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

(1) 受託者は、納入物のうち本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。

(2) (1)の規定は、受託者の従業員、この特記仕様書の10の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。

(3) (1)及び(2)の規定については、委託者が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。

(4) 受託者は、納入物に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者がこの契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を委託者に許諾するものとし、委託者は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、委託者はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。

(5) (4)は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利の譲渡も含む。

(6) 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。

(7) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。

15 運搬責任

この契約に係る委託者からの貸与品等及び契約目的物の運搬は、別に定めるものを除くほか受託者の責任で行うものとし、その経費は受託者の負担とする。

「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準」準拠に係る標準特記仕様書

委託者からホームページ作成業務等の委託を受けた受託者は、契約書及び仕様書等に定めのない事項について、この特記仕様書に定める事項に従って契約を履行しなければならない。なお、この特記仕様書の適用範囲は受託者が本契約で作成等するものに限る。

- 1 「東京都公式ホームページ作成に係る統一基準」（以下「統一基準」という。）の対応は以下のとおりとする。
 - (1) 統一基準で優先度 A と規定された事項のうち、JIS 規格（JIS X 8341-3:2016）でアクセシビリティ適合レベル A 及び AA として規定されている達成基準に該当する事項について準拠すること。なお、「準拠」という表記は、情報通信アクセス協議会ウェブアクセシビリティ基盤委員会（以下「WAIC」という。）「ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン 2016 年 3 月版」で定められた表記による。
 - (2) 統一基準で優先度 A と規定された事項のうち、(1)に規定する事項以外の全ての事項について対応すること。
 - (3) 統一基準で優先度 B と規定された事項について、委託者と協議の上対応すること。

- 2 納品前に、作成した全ページについてツール（総務省が提供する「みんなのアクセシビリティ評価ツール miChecker」（以下「miChecker」という。）又はこれに相当するツール）によりアクセシビリティ検証を行い問題のないことを確認した上で、委託者に報告すること。なお、既存のページに修正等を実施した場合の報告内容は、修正した箇所のみとする。

個人情報に関する特記事項

(定義)

第1 本業務において、東京都農林水産振興財団（以下「委託者」という。）の保有する個人情報（以下、単に「個人情報」という。）とは、委託者が貸与する原票、資料、貸与品等に記載された個人情報及びこれらの情報から、受託者が作成した個人情報並びに受託者が委託者に代わって行う業務の過程で収集した個人情報のすべてをいい、受託者独自のものとは明確に区分しなければならない。

(個人情報の保護に係る受託者の責務)

第2 受託者は、本業務の履行に当たって、個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）及び「東京しごと財団個人情報の保護に関する規程」（平成4年12月18日規程第9号）を遵守して取り扱う責務を負い、以下の事項を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

(第三者への委託の禁止)

第3 受託者は、この契約書に基づく本業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、本業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的業務についてあらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

2 前項ただし書に基づき委託者に承認を得る場合は、再委託の内容、そこに含まれる情報、再委託先、個人情報管理を含めた再委託先に対する管理方法等を文書で提出しなければならない。

(秘密の保持)

第4 受託者は、第3第1項ただし書により委託者が承認した場合を除き、本業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

2 第3第1項ただし書により委託者が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し受託者が全責任を負って管理するものとする。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約の履行に必要な業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、第3第1項ただし書により委託者が承認した部分を除き、業務の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

(複写複製の禁止)

第6 受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、委託者から引き渡された原票、資料、貸与品等がある場合は、委託者の承諾なくして複写又は複製をしてはならない。

(個人情報の管理)

第7 受託者は、委託者から提供された原票、資料、貸与品等のうち、個人情報に係るもの及び受託者が本業務履行のために作成したそれらの記録媒体については、施錠できる保管庫又は施錠、入退管理の可能な保管室に格納するなど適正に管理しなければならない。

2 受託者は、前項の個人情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報の管理状況を記録しなければならない。

3 受託者は、委託者から要求があった場合には、前項の管理記録を委託者に提出しなければならない。

(安全対策と管理体制資料の提出)

第8 受託者は、本業務の適正かつ円滑な履行を図るとともに個人情報保護に万全を期するため、業務の実施に当たって使用する受託者の管理下の施設において、以下の事項について安全管理上必要な措置を講じなければならない。

- (1) 本業務を処理する施設等の入退室管理
- (2) 委託者から提供された、原票、資料、貸与品等の使用保管管理
- (3) 本業務履行課程で発生した業務記録、成果物等（出力帳票及び磁気テープ、フロッピー等の磁気媒体を含む。）の作成、使用、保管管理
- (4) その他仕様等で指定したもの

2 委託者は、前項の内容を確認するため、受託者に対して、個人情報の管理を含めた受託者の安全管理体制全般に係る資料の提出を求めることができる。

(委託者の検査監督権)

第9 委託者は、必要があると認める場合には、受託者の作業現場の实地調査を含めた受託者の個人情報の管理状況に対する検査監督及び作業の実施に係る指示を行うことができる。

2 受託者は、委託者から前項に基づく検査実施要求、作業の実施に係る指示があった場合には、それらの要求、指示に従わなければならない。

(資料等の返還)

第10 受託者は、本業務を処理するため委託者から引き渡された原票、資料及び貸与品等並びに受託者が収集した個人情報に係る資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還しなければならない。

2 前項の返還時に、個人情報に係るものについては、第7第2項に定める個人情報の管理記録を併せて提出し報告しなければならない。

(記録媒体上の情報の消去)

第11 受託者は、受託者の保有する記録媒体（磁気ディスク、紙等の媒体）上に保有する、本業務の処理に係る一切の情報について、本業務終了後、すべて消去しなければならない。

2 第3第1項ただし書により委託者が承認した再委託先がある場合は、再委託先の情報の消去について受託者が全責任を負うとともに、その状況を前項の報告に含め委託者に報告しなければならない。

(事故発生の通知)

第12 受託者は、本業務の完了前に事故が生じたときには、速やかにその状況を、書面をもって委託者に通知しなければならない。

2 前項の事故が、個人情報の漏えい、滅失、き損等の場合には、漏えい、滅失、き損した個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

(委託者の解除権)

第13 委託者は、受託者の個人情報の保護に問題があると認める場合はこの契約を解除することができる。

(疑義についての協議)

第14 この取扱事項の各項目若しくは契約で規定する個人情報の管理方法等について疑義等が生じたとき又はこの取扱事項若しくは契約書に定めのない事項については、両者協議の上定める。